

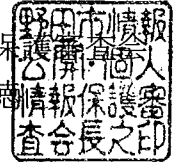


平成29年度答申第2号

平成29年9月7日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護
会 長 須 賀 昭 徳



野田市情報公開条例第16条第1項の規定による諮問について（答申）
平成29年3月8日付け審査請求（市長）第1号の2『諮問書』による行政文書
部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年10月20日付けで提起した、処分庁である野田市長が行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、審査庁が審理員意見書のとおり棄却の裁決をすることは、結論において妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨及び意見

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 学識経験者を委員選出区分として選出された委員は、その保有する専門性を期待され各審議会委員として会議に出席していることは明らかである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義はなく、各審議会の学識経験者としてふさわしい人物であることの判断要素となった情報は、当該委員の「所属団体及び肩書き」、「所属及び所属における職名等」、「職業、肩書き及び経歴」しか考えられない。よって、学識経験者を委員選出区分として選出された委員については、「所属団体及び肩書き」、「所属及び所属における職名等」、「職業、肩書き及び経歴」は選出の判断要素となった情報であり、職務遂行の内容に係る情報に該当する。
- (2) 野田市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第2号アの「慣行」とは、野田市の他の審議会等のもとより政府や他の地方自治体の状況を含み、社会通念とも言うべき広いものと解釈すべきである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義はなく、各審議会の学識経験者としてふさわしい人物であることの判断要素となった情報は、当該委員の「所属団体及び肩書き」「所属及び所属における職名等」「職業、肩書き及び経歴」しか考えられない。よって、学識経験者を委員選出区分として選出された委員については、「所属団体及び肩書き」、「所属及び所属における職名等」、「職業、肩書き及び経歴」は選出の判断要素となった情報であり、こうした情報は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当する。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 公務員としての職は、非常勤特別職として野田市都市計画審議会委員であり、当該職務遂行の内容に係る部分は、同審議会の会議への出席等である。よって、「所属団体及び肩書き」は、同審議会委員としての職務遂行の内容に係る情報に該当しない。
- (2) 野田市都市計画審議会委員の「所属団体及び肩書き」を公にする慣行はない。なお、同審議会において、公表用の同審議会委員名簿について審議しているが、審議の結果、現に公表されている同名簿には、審査請求人が開示を

求める委員の「所属団体及び肩書き」の記載はなく、また当該情報を公にすることも予定されていない。

3 審査庁の意見

審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきであると考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 公務員等の「職務の遂行に係る情報」(条例第6条第2号ウ)とは、行政庁の職員として分任する職務の遂行に係る情報を意味する。この点、審査請求人は、審議会委員選出に関する判断要素となった情報は職務遂行に係る情報に該当する、と主張する。しかし、「遂行」とは任務や仕事をやり遂げることを意味するところ、本件における「職務の遂行に係る情報」とは、審議会委員としての業務をやり遂げることに係る情報を意味すると解される。そして、審議会委員選出に関する判断要素となる情報は、審議会委員としての業務をやり遂げることに係る情報ではないと認められる。よって、審議会委員選出に関する判断要素となる情報は、「職務遂行に係る情報」に該当しない。
- (2) 審査請求人は、審議会委員選出に関する判断要素となる情報は、「慣行」として「公にすることが予定されている情報」に該当すると主張する。確かに、有識者会議委員や各種審議会委員について、選出根拠を示す情報としての経歴が公表される場合はありうるであろう。しかし、地方自治体におけるあらゆる審議会委員について、選出根拠を示す情報としての経歴の公表が慣行化していることについては、審査請求人の主張及び提出する資料からいまだ明らかでない。そうすると、審議会委員について、選出根拠を示す情報としての経歴の公表が慣行化しているとまで認めることは出来ない。よって、審議会委員の選出根拠を示す情報は、「慣行」によって「公にすることが予定されている情報」に該当しない。

第4 調査審議の経過

1 調査審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年3月8日	諮問書の受理
平成29年3月15日	審査請求人から意見書等提出申出書及び意見陳述申出書の受理
平成29年3月30日	審議
平成29年4月14日	市長から対象行政文書の写しを受理
平成29年4月26日	審議
平成29年5月15日	審議

	審査請求人の意見陳述
平成29年6月5日	審議
平成29年6月27日	審議
平成29年8月2日	審議
平成29年8月30日	審議

2 審査会に対する審査請求人の意見書及び意見陳述における主張の要旨

(1) 意見書

諮問庁は、地方自治体のあらゆる審議会等委員について、選出根拠を示す情報として経歴の公表が慣行化していることについて、審査請求人の主張及び提出した資料からいまだ明らかでないから、慣行として公にすることが予定されている情報に該当しないと主張している。しかし、慣行化とは、あらゆる地方自治体、あらゆる審議会等で行われていることまで求めておらず、一定社会の人々の中で行われていることを示すものである。むしろ、経歴の公表が行われていないことは、説明責任の認識の甘さが表れているに過ぎない。現代において説明責任の履行は社会的な要請で、その履行は常態化しているというべきである。これは、「公文書一部不開示決定処分取消請求控訴事件（大阪高等裁判所平成24年（行コ）第166号判決（平成25年4月26日）」において、専門的知見を活用することを期待されて委員を委嘱された立場の者の委員たるに相応しい知見を持つことを示す情報（氏名及び現職、勤務先など）は、たとえそれが個人を識別する情報に該当する場合であつたとしてもできるだけ市民に公開されることが望ましいとした事例、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第348号）平成16年12月22日」において、学識経験者を選出根拠とする委員の経歴（その役職を含み、学歴に係る部分を除く。）についての情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるから不開示情報に当たらないとした事例によっても明らかである。

以上のとおりであるから、諮問庁の主張と判断は失当である。

(2) 意見陳述

- ① 都市計画審議会と保健医療問題審議会、新清掃工場建設候補地選定審議会の主な争点は、学識経験、委員の選出根拠を示す情報が、条例第6条第2号ただし書アでいう「慣行として公にされることが予定されている情報であるか」その1点と思っている。

審査請求人証拠1の1号で示すとおり、大阪高等裁判所での判決によれば、専門的知見を活用することを期待されて委員を委嘱されたことから、委員たるにふさわしい知見を持つことを示す情報は、例え個人を識別する情報に該当する場合でも、できる限り市民に公開されることが望ましいとしている。

審査請求人の証拠1の2号で示すとおり、経歴（その役職を含む。）は、実施機関が委員を選任した判断要素となる情報そのものであることから、慣行として公にされ、また、公にすることが予定されている情報である。

以上のとおり、今回不開示とされた学識経験の根拠を示す情報は開示されるべきものであることは明白である。

- ② 総括的な意見として、コミュニティバス検討専門委員、都市計画審議会、保健医療問題審議会及び新清掃工場建設候補地選定審議会の4件について、不開示にする理由はないにもかかわらず、それを不開示とした実施機関は、学識委員等の選出根拠を開示したくないのではと思わざるを得ない。その背景には、審議会等の単なる追認機関化を目的とした、いい加減な委員の選出があるのでは、との疑念を持っている。
- ③ 審議会等の委員の選出根拠は、そのまま委員報酬の妥当性に直結するものと考えている。行政がその説明責任を負っている。今回の一連の開示請求と審査請求は、審議会等委員の選出名簿について説明責任を果たすことを市長に求めている。条例の第1条の目的に、「市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるように」と定められているが、一連の不開示決定はそれに背を向けている。現代の日本社会においては過剰な個人情報保護意識による弊害も認識されてきている。本審査会は、そのような意識にとられることなく、公正な答申を出していただきたい。
- ④ 現在、私は住民監査請求をしているところである。その内容はコミュニティバス検討専門委員の選出と委員への報酬の支払が違法で、これを是正することを求めるものである。この住民監査請求に関する意見陳述は、本来なら、関係機関の陳述を私が立ち会うこともできるし、一般市民が関係機関と私の陳述を傍聴できることになっている。ところが、監査委員から第三者の個人情報を保護する必要があるため意見陳述の立会いも傍聴も認めないとの通知があった。監査委員事務局に尋ねたところ、今回私が開示請求したコミュニティバス関連の文書の中で、一部委員の居住地域が黒く消され、不開示になっている部分がある。住民監査請求では、それを資料として提出しており、意見陳述の中で、その部分が明らかになるといけないため、自分の立会いも一般市民の傍聴も認めないという説明であった。本来、これは選出根拠で開示すべきものなので、誤った認識を行政側が持つ結果として、住民監査請求の意見陳述の立会いなど、一般市民の傍聴する権利が不当に侵害されているため、一つの事例として紹介させていただく。

第5 審査会の判断の理由

1 当審査会の考え方について

(1) 慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

審理員意見書では、審議会の委員選出に関する判断要素となる情報は、慣行によって公にすることが予定されている情報に該当しないとしている。千葉県及び近隣自治体のホームページに掲載されている審議会の委員名簿の公開状況を事務局職員に調査させたところ、各自治体ごとに、また、一の自治体においても各種審議会ごとに、委員に関する情報の掲載方法は多種多様(職

業に関する情報のみの掲載、その役職等も含めての掲載等)であったが、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者の情報は、ほとんどの審議会において掲載されていることが分かった。

このことから、学識経験者としての委員に選任されている者のうち、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者については、職業自体は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ということができる。ただし、所属事務所、大学、学部、役職等のどの項目までが慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報であるかを明確に線引きすることは困難である。

以上のことから、学識経験者としての委員に選任されている者の委員選出に関する判断要素となる情報は、全ての項目において、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものとまではいえないと判断する。

(2) 職務の遂行に係る情報

審理員意見書では、審議会の委員選出に関する判断要素となる情報は、職務遂行に係る情報に該当しないとしているが、当審査会は、この案を採用することはできない。審議会の委員は、非常勤特別職の公務員であり、市の附属機関である審議会において調査審議等を行っている。こうしたことから、学識経験者として選任された委員がどのような学識経験を有しているかについては、職務遂行の内容に係る情報として、条例第6条第2号ウに該当し、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

そこで、学識経験者として選任された委員の何が学識経験を有している情報に該当するかを具体的に検討する。

任命権者は、その者が備えている学識経験が、それぞれの審議会の所掌する事務にふさわしいかを判断した上で、委員を選出するものであって、その者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が学識経験に結び付いていると考えられる。したがって、これらの情報のうち、委員選出に関する判断要素と密接に関連しているものが職務遂行の内容に係る情報に該当すると判断するのが原則である。

これに当てはめて考えると、専門的な知見を有する者として広く認知されている職業である弁護士、税理士、大学教授等であることを根拠に選任された委員及び業界団体等から選任された委員については、当該委員の職業及びその役職等(以下「職業等」という。)は、委員選出に関する判断要素と密接に関連していることから、その所属先の名称(例えば、弁護士であれば所属する事務所の名称、大学教授であれば所属する大学及び学部の名称)も含め、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

一方、上記に掲げる者以外の者については、その者の職業等が委員選出に関する判断要素と直接関係しない場合は、当該委員の職業等の情報は、職務遂行の内容に係る情報とはいえず、個人の正当な利益を害するおそれがある

ことから、不開示情報とすべきである。このような場合、開示の対象となる委員選出に関する判断要素となる情報は、どの情報がその者の学識経験と結び付いているのかを個別具体的に判断すべきである。

(3) 本件処分の対象となった行政文書の内容

本件処分の対象となった行政文書の不開示とされている部分について、その内容を事務局職員をして処分庁に確認させたところ、当該行政文書の備考欄は、委員との連絡調整をする際の参考事項を記載しているもので、不開示とした部分にあっては、委員の連絡先に関する情報を記載しており、当該委員を学識経験のある者として選出した理由に関する事項を記載しているものではないということであった。当該不開示とされた部分の内容は学識経験のある者として選出した理由に結び付くものと認められず、諮問庁の説明に不自然、不合理な点はないことから、不開示とされている部分の情報は、委員選出に関する判断要素と密接に関連付けられるものではないと判断する。

2 本件処分の適法性又は相当性について

野田市都市計画審議会委員名簿の備考欄に記載されている情報は、委員選出に関する判断要素と密接に関連付けられるものではないことから、不開示とすべき情報に該当する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

審査請求人が開示を求める情報を前記の基準に基づいて個別に検討した結果、記載されている情報が委員がどのような学識経験を有しているかを判断するためのその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報とは結び付いていないので開示することはできないという結論になった。

それは開示請求対象文書が事務局が委員との間で事務連絡するために作成した文書であるという性格から来る制約である。

一方、視野をもう少し広げると、委員がどのような学識経験を有しているかは、選任権者である市長が委員に何を期待しているか、また、選任された委員が何の学識経験を審議会の審議に生かせるかを明らかにする情報である。

野田市では公表用の委員名簿というものがあり、公表されている。

上記の観点からすれば、公表用の委員名簿には、委員名のほかに、上記のその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が簡潔でもいいから掲載されることが望ましいと考える。

それは、審議会の委員が非常勤特別職の公務員であるという性格に由来すると考える。

もっとも誤解のないように言えば、上記の特技、経験とは専門家ということ

なく、野田市という地方自治体にあつては例えば「地域の実情に詳しい人」というようなこともありうると思えられる。

また、各委員の了解を得ることも必要であると思われる。

市長におかれては、各審議会においては上記の趣旨をご考慮の上、ご検討をお願いしたい。